

鹿 児 島 県 公 報

令 和 5 年 11 月 10 日 (金) 第 464 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|---|---------------|---|
| ○地域森林計画案の縦覧 | (森林経営課取扱い) | 1 |
| ○地域森林計画の変更案の縦覧 (4件) | (森林経営課取扱い) | 1 |
| ○保安林の指定 | (森づくり推進課取扱い) | 3 |
| ○収去飼料の試験結果の公表 | (畜産課取扱い) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課取扱い) | 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (鹿児島地域振興局取扱い) | 4 |

告 示

鹿児島県告示第826号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により南薩地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年11月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
南薩森林計画区(鹿児島市、枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市及び鹿児島郡一円)
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課、鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課
- 3 縦覧期間
令和5年11月10日から同年12月11日まで

鹿児島県告示第827号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により北薩地域森林計画(令和2年1月17日鹿児島県告示第32号をもって公表)を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年11月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
北薩森林計画区(阿久根市、出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡及び出水郡一円)
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課、北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地

域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

令和 5 年 11 月 10 日から同年 12 月 11 日まで

鹿児島県告示第 828 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により始良地域森林計画（令和 3 年 1 月 15 日鹿児島県告示第 17 号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 5 年 11 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

始良森林計画区（霧島市，始良市及び始良郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

令和 5 年 11 月 10 日から同年 12 月 11 日まで

鹿児島県告示第 829 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により熊毛地域森林計画（令和 3 年 1 月 15 日鹿児島県告示第 18 号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 5 年 11 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

3 縦覧期間

令和 5 年 11 月 10 日から同年 12 月 11 日まで

鹿児島県告示第 830 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により大隅地域森林計画（令和 5 年 1 月 13 日鹿児島県告示第 25 号をもって公表）を変更したいので、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 5 年 11 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

大隅森林計画区（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

令和 5 年 11 月 10 日から同年 12 月 11 日まで

鹿児島県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 11 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

日置市吹上町与倉字東迫2355番, 2356番1, 2356番3, 2358番1, 字柗木迫2378番, 字手之尾2783番, 2785番, 2786番, 2786番2, 字大丸2788番2, 2790番, 2804番1, 2804番2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第832号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和5年8月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 11 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
(株)アクシーズ 宮之城第二工場 5340001000258 (薩摩郡さつま町)	同左	チキンミール	令和 5.8	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
太幸物産(株) 大隅工場 6340001013993 (肝属郡東串良町)	同左	マルコー印配合飼料成鰻用	5.8	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
協同フィッシュミール工業(株) 製造部志布志工	同左	60%フィッシュミール	5.8	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無

場 8010001014684 (志布志市)					
------------------------------	--	--	--	--	--

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年11月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市坊津町久志字山河6485番1地先から同市坊津町久志字前田4344番2地先まで	前	5.2~25.4	1,197.1
			後	4.5~24.7	1,197.1
			後	15.3~80.8	1,157.8

鹿児島地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年11月10日

鹿児島地域振興局長 森哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型ひまわり事業所	いちき串木野市曙町49番地1	JEC株式会社	いちき串木野市曙町49番地1	神村 裕之	令和5年7月1日	就労継続支援B型